

市立小樽図書館資料選定方針

1 目的

この方針は、市立小樽図書館条例第3条に定める業務を行うため、市立小樽図書館における資料の収集等についての方針を定める。

2 基本方針

- (1) 市民の生涯学習等様々な要望に対応するため、各分野に幅広い資料を収集する。
- (2) 郷土の歴史及び文化を継承する郷土資料、及び、地域に関する地域資料を積極的に収集する。
- (3) 市民の暮らしを豊かにするため、レクリエーションや生活の向上に役立つ資料を収集する。
- (4) 資料収集にあたっては、「図書館法」及び「図書館の自由に関する宣言」の精神を遵守する。

3 収集資料の種類

- (1) 一般・児童図書
- (2) 郷土・地域資料
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子資料
- (5) 逐次刊行物
- (6) パンフレット・リーフレット等

4 収集基準

種類別の収集については、別紙収集基準による。

5 資料選定委員会

「市立小樽図書館資料収集方針」及び「市立小樽図書館資料収集基準」に基づき、資料の選定を行うため、市立小樽図書館に「市立小樽図書館資料選定委員会」を設置する。

(1) 選定委員

選定委員は、館長が主宰し、副館長及び選書担当者とする。

(2) 選定業務

選定委員は、次に掲げる業務を行う。

- ア 資料の収集計画に関すること。
- イ 資料の選定に関すること。
- ウ 資料の除籍に関すること。

(3) 選定委員会の開催

資料収集委員会は、年間収集計画策定の際、開催するほか、委員長が必要と認めるとき、随時開催する。

(令和3年4月30日決定)